

滋賀県県内企業育成型 (I型) 建設工事共同企業体試行取扱要領

(趣 旨)

第1条 この試行要領は、滋賀県が実施する建設工事のうち県内企業（滋賀県内に主たる営業所を有する企業をいう。）の受注機会拡大の観点から共同企業体による施工が可能と認められる工事について、共同企業体による施工の効果的活用および共同企業体の共同施工を試行するため、必要な事項を定めるものとする。なお、この試行要領に定めのない事項については、滋賀県建設工事共同企業体運用基準（平成2年4月6日制定。以下「運用基準」という。）によるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体の種類は、建設工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、甲型（共同施工方式）とする。

(対象工事)

第3条 この試行要領により共同企業体の発注に付することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の要件をすべて満たす工事のうち知事が指定した工事とする。

- (1) 県内企業の技術力の向上に資するまたは県内企業による施工が可能と認められる工事内容を一定含む工事
- (2) 共同施工の体制を維持するために十分な規模を有する工事であること（政府特定調達契約に該当するものを除く。）
- (3) 電気設備工事、給排水冷暖房工事または機械設備工事であること

(共同企業体による施工の選択)

第4条 滋賀県が実施する工事の発注に当たっては単体企業への発注を原則としており、前条の対象工事に該当し、共同施工に特に支障がないと認められる場合に限り、共同企業体の活用を行うものとする。

(構成員)

第5条 共同企業体の構成員となることのできる建設企業は、滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者とし、その結成は、自主結成方式により行う。

2 構成員数は2者または3者とする。

(出資比率)

第6条 甲型（共同施工方式）を構成する一建設企業の出資比率の最小限度基準は、各構成員が技術者を適正に配置し共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。

(代表権)

第7条 共同企業体の代表者となる建設企業は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力および出資比率が大きい建設企業とし、この判断の基礎として、対象工事に係る入札の公告時において有効な滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿における総合点数または経営事項審査結果の総合評定値を使用するものとする。なお、施工能力が同程度で、かつ、出資比率が同比率である場合は、構成員相互間で代表者を決定するものとする。

(資格の確認)

第8条 運用基準第9に定める資格の確認は、入札方式が簡易型一般競争入札または事後審査型一般競争入札である場合は、落札候補者についてのみ行うものとする。

(確認の通知)

第9条 運用基準第10に定める確認の通知は、入札方式が簡易型一般競争入札または事後審査型一般競争入札である場合は、行わないものとする。

(混合入札)

第10条 運用基準第11に定める共同企業体と単体との混合での入札については、本試行の実施上やむを得ないと認められる場合を除き、原則として実施しないものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるものの他必要な事項は、土木交通部長が別に定める。

付則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。